

# 手続案内 詳細説明

## ■ 手続名称

食品衛生管理者設置（変更）届

## ■ 届出時期

設置又は変更後、15日以内

## ■ 届出者

許可営業者

## ■ 添付書類

添付書類については、要件欄に「全ての届出者」とあるものは全ての届出者が提出し、要件の指定がある場合は、当該要件に合致する届出者が当該添付書類を提出してください。

「必須」とあるものは必ず提出し、「任意」とあるものは審査者（＝福岡県各保健福祉（環境）事務所保健衛生課職員）の求めに応じて、提出してください。

要件	添付書類	必須／任意	
食品衛生管理者を新たに設置した場合及び変更した場合	食品衛生管理者の履歴書	必須	
	食品衛生管理者の資格を有することを証明する書類 ※医師・歯科医師・薬剤師・獣医師の免許証（写） 規定の学校の卒業証書（写）や卒業証明書、規定の養成施設又は講習会の修了証（写）等		
	営業者に対する関係を証明する書類 ※例えば、雇用証明書（写）、源泉徴収票（写）		
代理者が届出を行う場合	届出者が代理人に手続きを委任する旨の「委任状」 ※様式は問いません。	必須	

## ■ 食品衛生管理者の設置義務がある製造業又は加工業

次の食品又は添加物の製造又は加工を行う許可営業者は、食品衛生管理者を設置しなければなりません。

- ① 全粉乳（その容量が1400g以下で、缶に収められるものに限る）
- ② 加糖練乳
- ③ 調製粉乳
- ④ 食肉製品
- ⑤ 魚肉ハム
- ⑥ 魚肉ソーセージ
- ⑦ 放射線照射食品
- ⑧ 食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるものに限る）
- ⑨ マーガリン
- ⑩ ショートニング
- ⑪ 添加物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る）

## ■ 食品衛生管理者の資格

次のいずれかに該当する方は、食品衛生管理者となることができます。但し、④に該当する食品衛生管理者は、衛生管理業務に3年以上従事した製造業又は加工業と同種の製造業又は加工業の施設でのみ、食品衛生管理者となることができます。

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師
- ② 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧専門学校令に基づく専門学校において、医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学の課程を修めて卒業した者
- ③ 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において、所定の課程を修了した者
- ④ 学校教育法に基づく高等学校・中等教育学校、旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した者
- ⑤ 厚生労働省で定めるところにより上記④の者と同等以上の学力があると認められる者（※）で、食品衛生管理者の設置義務がある製造業又は加工業において、食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者

※ 「同等以上の学力があると認められる者」は、次のとおりです。

- a) 旧国民学校令による国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限4年の旧中等学校令による高等女学校卒業を入学資格とする同令による高等女学校の高等科又は専攻科の第1学年を修了した者
- b) 国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限4年の旧中等学校令による実業学校卒業を入学資格とする同令による実業学校専攻科の第1学年を修了した者
- c) 旧師範教育令による師範学校予科を修了した者
- d) 旧師範学校教育令による附属中学校又は附属高等女学校を卒業した者
- e) 旧師範学校教育令による改正前の同令による師範学校本科第一部の第3学年を修了した者
- f) 昭和18年文部省令第63号（内地以外の地域に於ける学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程）第2条又は第5条の規定により中等学校を卒業した者又は第1号に掲げる者と同一の取扱を受ける者
- g) 旧青年学校令による青年学校本科（修業年限2年のものを除く）を卒業した者
- h) 旧専門学校令に基づく旧専門学校入学者検定規程による試験検定に合格した者及び同検定規程第11条第2項の規定により文部大臣において専門学校入学に関し中学校又は高等女学校卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者
- i) 旧実業学校卒業程度検定規程による検定に合格した者
- j) 旧高等試験令第7条の規定による試験に合格した者
- k) 教育職員免許法施行令第1条第1項の表の第2号、第3号、第6号若しくは第9号の上欄に掲げる教員免許状を有する者又は同法第2条第1項の表の第9号、第18号から第20号の4まで、第21号若しくは第23号の上欄に掲げる資格を有する者
- l) 学校教育法施行規則第150条に規定する者
- m) 上記 a)～m)に掲げる者のほか、厚生労働大臣において食品衛生管理者の資格に関し高等学校若しくは中等教育学校又は中等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認定した者

## ■ 食品衛生管理者設置（変更）届の記載上の注意事項

### ① 「食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の名称」欄について

「全粉乳」、「加糖粉乳」、「調製粉乳」、「食肉製品」、「魚肉ハム」、「魚肉ソーセージ」、「放射線照射食品」、「食用油脂」、「マーガリン」、「ショートニング」、「添加物」のいずれかを記載して下さい。

なお、「添加物」の場合は、食品衛生法施行規則別表第2（第12条関係）に掲げる品名を括弧書きで記載して下さい。

### ② 「食品衛生管理者の職名、職種及び職務内容」欄について

- ・ 職名 : 「技師」、「衛生管理者」等を記載して下さい。
- ・ 職種 : 「工場次長」、「製造部長」、「検査課長」等を記載して下さい。
- ・ 職務内容 : その方の職務権限、職責の内容等を具体的に、かつ、詳細に記載して下さい。

## ■ 問い合わせ・受付窓口

営業施設所在地を管轄する福岡県各保健福祉（環境）事務所保健衛生課へお問い合わせ、届出を行ってください。

なお、営業施設所在地が北九州市、福岡市、久留米市内に所在する場合は、各市の食品衛生担当部署へ届け出てください。（詳しくは、各市の食品衛生担当部署にお尋ねください。）